

## 令和4年度 事業計画

### I 事業概要

シルバー人材センター事業は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を基に、高齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及び組織的に提供することにより、その就業を援助して高齢者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする公益目的事業であります。

また、この事業を行う団体（シルバー人材センター）に対し、国及び地方公共団体の責務として、育成支援義務も同法に明記されています。

厚生労働省の令和4年度の概算要求では、少子高齢化に伴う労働力人口が減少している状況から、その対応のひとつとして、シルバー人材センターにおいて、地域の様々な機関と連携し、定年退職後等の高年齢者に対して就業を通じての地域社会に参加することを推進するとしています。

内容としては、高齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズのマッチングを図ることとし、特に介護分野での人手不足は深刻化していることから、周辺業務の切り出し等による無資格・短時間就業が可能な職域の開拓を進めると共に潜在するシニア人材の掘り起こしを行い、介護分野での担い手として積極的に活用できる仕組みを設けると記述されています。

これを受けて、当センターでは会員数の減少、事業量の伸び悩み対策として、新たな職域の開拓を進めると共に地域に潜在しているシニア人材の掘り起こしに向け、積極的な取り組みが必要となっています。

更に近々の課題である「女性会員の確保」、「退会者の抑制」、「事業量の拡大」を重点施策と捉え、新たな中期計画を策定し具体的な対策に取り組めます。

そのほか、基本方針及び実施計画に基づく事業展開においては、関係市町村、関係団体と連携を図り、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら努めて参ります。

## II 基本方針

当センターは、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施する。また、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努める。

### 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

#### 1 就業開拓提供等事業（高齢者就業機会確保事業費等補助金事業）

##### (1) 受託事業（一般）

高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、家庭・企業・地方公共団体等から有償で引き受け、これを高齢者に対して、その能力・希望等に応じて請負又は委任という形式で組織的に提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（配分金）を支払うもので、センターは発注者に対して適切に仕事を完成させる義務を負うものです。

##### (2) 独自事業（「シルバー館 お・も・て・な・し」店舗・石焼き芋販売）

地域高齢者の就業機会を確保するため、雇用問題や地域経済の振興等に繋がる情報の発信及び田川謹製商品・加工食品等の販売など、就業機会を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と地域の活性化を図る事業を実施するものです。

### 二 雇用による臨時的かつ短期的な就業（労働）又はその他の軽易な業務に係る就業（労働）機会の確保・提供事業（公益目的事業）

#### 1 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（雇用開発支援事業費等補助金事業）

##### (1) 雇用・就業（労働）機会開拓推進員の配置

少子高齢化に伴い、労働力は大幅に減少しているなか、高齢者の社会進出を後押しするとともに、現役世代の雇用環境の向上を図り、企業等における人手不足分野での高齢者の活躍の場を開拓、創出するものです。

(2) 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

請負や委任による働き方だけでは対応できなかった「発注者の従業員との混在作業」や「指揮命令を受ける作業」など、人材不足分野において多様な働き方が可能となる事業を実施するものです。

(3) 職業紹介事業

ハローワークと連携のもと、臨時的かつ短期的な就業（労働）を求める企業等に会員及び地域の高年齢者に就業（労働）を斡旋することにより、高年齢者が多様な働き方をできるよう実施するものです。

### 三 高年齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等（公益目的事業）

#### 1 センター事業（高年齢者就業機会確保事業費等補助金事業）

(1) 普及啓発事業

センター事業の基本的な理念及び仕組みを広くかつ正しく地域社会に浸透させ、センター組織が持続的、又は長期的な方針を持って、地域住民の信頼と理解を得るための活動を実施するものです。

(2) 安全・適正就業対策推進事業

「安全はすべてに優先する」との認識の下、会員の命とセンター組織の信用に係わるものであり、センター運営上最も重要な課題である。

高年齢者が自ら健康と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう安全意識の高揚と啓発活動を実施するものです。

(3) 相談事業

高年齢者の雇用・労働・就業ニーズ及びその他、地域社会における多様化する社会参加活動を推進するため、随時、相談等に対応する。

また、入会を希望する高年齢者を対象とした説明会を実施するものです。

(4) 研修・講習事業

センター独自及び県連合会に協力し、高年齢者に必要な技能や経験を付与することにより、地域の高年齢者が希望する職種に就けることを目的とした研修や講習を実施するものです。

### Ⅲ 実施計画

#### 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

##### 1 就業開拓提供等事業（高年齢者就業機会確保事業費等補助金事業）

###### (1) 受託事業（一般）

法令遵守の視点にたち就業機会の確保、提供に当たっては適正就業の基準となる「月10日・週20時間以内」を基本に、会員のもつ技能・技術、職群班編制、地域班によるローテーション就業等に留意し実施する。

加えて、コロナ禍における就業機会の確保と創出に努める。

###### ア 令和4年度見込等（受託事業）

区 分	就業実人員	就業延人員	就 業 率	契 約 金 額
実質見込	450 人	26,000 人	90.0%	177,000 千円
努力目標	30 人	3,300 人	6.0%	23,000 千円

###### イ 会員数の増強と会員組織の拡充

- ① 年度末会員数の確保
- ② 会員（女性）増加のため、就業先の確保と各種講習会等の実施
- ③ 仕事完了後、事務局・会員の役割に応じたフォローの実施
- ④ 会員の勧誘及び受注獲得者へのポイント制報償制度の実施
- ⑤ 既存会員の退会抑制制度（エルダー会員への移行）の周知と実施

###### ウ 受託事業の拡大確保

- ① 新型コロナウイルス感染防止に関する対策の実施
- ② 受託可能な職種を広げるための技能・技術講習の実施
- ③ 既存会員の勤務履歴（現職時）を活用した就業開拓の実施
- ④ 口コミを活用した「会員一人1件受注運動」の継続強化

###### エ 主な就業分野

- ① 個人家庭の掃除・洗濯、産前産後の手伝い等家事援助
- ② 植木剪定、草刈、除草、襖・障子・網戸張替え、大工・左官仕事
- ③ 企業等における建物一部管理、トイレ清掃
- ④ 公共施設の敷地や法面、空地の草刈、樹木剪定、清掃、側溝浚渫
- ⑤ パソコン指導・アプリのインストール、携帯電話・スマホ教室
- ⑥ 宛名書き、筆耕、空き家の管理・墓掃除等

(2) 独自事業（「シルバー館 お・も・て・な・し」店舗・石焼き芋販売）

この事業は、「雇用問題の解決」、「地域の活性化」、「地域社会の経済の維持・発展等」に繋がる継続可能な事業として、会員による創意工夫のもと、次のとおり実施する。

- ① 地域のニーズに合わせた情報発信・加工商品等開発の推進
- ② 店舗利用者及び発注者開拓のための周知・広報の推進
- ③ 会員確保のための周知・広報及び会員育成のための研修
- ④ マスク着用の徹底とソーシャルディスタンスの確保

ア 令和4年度見込等（独自事業）

区 分	就業実人員	就業延人員	就 業 率	売 上 金 額
実質見込	20 人	500 人	4.0%	3,000 千円
努力目標	10 人	250 人	2.0%	1,500 千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業（労働）又はその他の軽易な業務に係る就業（労働）機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（雇用開発支援事業費等補助金事業）

(1) 雇用・就業（労働）機会開拓推進員の配置

人手不足分野・現役世代を支える分野で就業する機会を開拓し、高齢者へ提供するため、以下の業務を実施する。

- ① 事業周知・PR の観点から、行政・事業所等へポスティングの実施
- ② 会員の希望・能力等の分析に基づく就労先の開拓
- ③ 就労会員の確保のための普及啓発活動やハローワーク田川に開設中

## の当センター職業相談窓口の拡充

### (2) 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

福岡県シルバー人材センター連合会を派遣元事業所として、請負・委任形式になじまない就業形態に対し、労働者派遣による労働機会を確保するとともに労働機会を広く公表し、当該労働機会の提供を受けたい者を募集する。

また、提供にあっては、適正就業を遵守し事業を適切に実施する。

- ① 派遣元事業所（福岡県連合会）との連携と情報の共有
- ② 事業利用者に向けた労働者派遣事業の普及啓発と情報提供
- ③ 派遣登録会員の確保と拡充
- ④ 新規派遣先確保のための周知と開拓活動
- ⑤ 派遣会員への新型コロナ感染防止の呼びかけと指導の実施

#### ア 令和4年度シルバー派遣事業見込等

区 分	労働実人員	労働延人員	労働就業率	契 約 金 額
実質見込	14 人	1,551 人	2.8%	8,854 千円
努力目標	10 人	1,650 人	1.0%	10,152 千円

### (3) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業（労働）を求める企業等に会員及び地域の高年齢者等に雇用や就業（労働）機会を斡旋することにより、地域企業等の雇用問題の解決、高年齢者が社会参加する喜びや、生きがい対策を図れる機関としての役割を果たすため、以下の業務を実施する。

- ① ハローワーク田川と連携した雇用・労働ニーズに関する情報の共有
- ② 地域企業等や地域の高年齢者等に向けた普及啓発の実施
- ③ 適正な職業紹介事業の推進するための研修・講習の受講

## 三 高年齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等（公益目的事業）

### 1 センター事業（高年齢者就業機会確保事業費等補助金事業）

## (1) 普及啓発事業

センター事業の基本的な理念及び仕組みを広くかつ正しく地域社会に浸透させ、センター組織が持続的、又は長期的な方針を持って、地域住民の信頼と理解を得るための活動を実施する。

また、活動にあたっては新型コロナウイルス感染防止に留意する。

- ① 役職員・会員等自宅又は付近にポスター設置の継続
- ② センターの業務案内等のダイレクトメール、ポスティングの実施
- ③ 構成団体内の平成筑豊鉄道・JR駅舎等にポスター設置の継続
- ④ 広報委員会を年3回程度開催し、年1回会報の発行
- ⑤ ホームページにおける最新情報や活動内容の積極的なPRの実施
- ⑥ ウェブ媒体の活用等ウィズコロナを見据えた周知方法の検討

## (2) 安全・適正就業対策推進事業

本事業は、「安全はすべてに優先する」との認識の下、人命とセンター組織の信用に係わる、センター運営上最も重要な課題である。

更に、安全就業に関する成果を高めるため、高年齢者が自ら健康と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう安全意識の高揚と啓発活動を実施する。

### ア 安全就業の周知・徹底

- ① 就業実態の把握及び指導のため、委員等による就業現場巡回パトロールの実施
- ② 事故を未然に防ぐため機械器具の安全点検の実施
- ③ 交通安全講習会・健康管理講座の開催実施
- ④ 新型コロナウイルス感染防止の呼び掛けを実施
- ⑤ 就業会員へのマスク着用とソーシャルディスタンスの確保

### イ 適正就業の徹底

- ① シルバー事業の基本的仕組みを地域住民等への周知
- ② 法令等に適合しない契約の不履行
- ③ 適正就業自主点検の実施
- ④ その他適正就業のための必要な事項の実施

(3) 相談事業

地域社会における高齢者の雇用・労働・就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、相談等に対応する。また、入会を希望する高齢者を対象とした説明会を実施する。

ア 労働・就業相談の実施

地域の高齢者及び正会員を対象に、随時、来訪や電話等による雇用・労働・就業相談の実施

イ ハローワーク田川と連携した仕事を求める地域高齢者へ情報提供を行う取り組みの実施（職業相談窓口との連携）

ウ 入会説明会の開催

入会を希望する高齢者を対象に、毎月1回の定期説明会に加え臨時説明会の開催等柔軟な対応を実施、開催日等はホームページ等で公開し周知を行う。また、説明についても実際の就業状況を紹介するなど身近で理解しやすいものとなるよう改善を図る。

(4) 研修・講習事業

次の講習会等を実施するため、開催日時・受講者の募集等をホームページ等で周知・公開を実施する。

- ① 自動車安全運転技能講習及び車両管理講習の実施
- ② 草刈機械取扱操作（飛石事故防止、技術向上）講習会の実施
- ③ 接遇研修・福祉家事援助・料理等の講習会の実施
- ④ 連合会と連携した地域の高齢者を対象とする人材育成事業での就業体験・講習・研修会の取り組み実施